

大学設置基準の一部を改正する省令案等の骨子案

1. 改正の目的

教員養成大学・学部、教職大学院においては、子供の学びを支える、専門的かつ創造的な高度職業人としての教師像の確立に向け、教育委員会と積極的に連携・協働し、養成・採用・研修等の一体的な充実に取り組んでいくことが求められている。

中央教育審議会『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（答申）」においては、教員養成大学・学部に関し、

- ・変化の激しい時代にあって、学校現場の優れた実践者が教師養成に関わることは意義のあることであり、教師の養成について理論と実践の往還を重視した好循環を実現していくことが求められる、
- ・学部段階においても、教職経験を有する大学教員（実務家教員）の登用を進めることが重要であり、これを担保するための制度的な枠組みとして、教員養成学部における実務家教員の配置に係る具体的な基準（例えば、学部の種類及び規模に応じた必要最低教員数のおおむね2割程度以上）を設定することについて検討すべきである、

旨の提言が示されたところであり、同答申を踏まえた取組を進める必要がある。

これを踏まえ、学部段階における、教職経験を有する実務家教員の登用を進めるため、大学設置基準について所要の改正を図る。

2. 改正の内容

一 教員養成学部における実務家教員の配置

教職経験を有する大学教員（実務家教員）の登用を担保するための制度的な枠組みとして、教員養成に関する学部に係る、学部の種類及び規模に応じた必要最低教員数には、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする旨を定める（別表第1の備考）。

※必要な実務家教員の割合等は、告示において別に定めるものとする。

（告示骨子案）

- ・学部の種類及び規模に応じた必要最低教員数のおおむね2割以上は実務家教員とする。
- ・実務家教員は、小学校等の教員としての実務の経験を有する者を中心として構成する。

二 経過措置

本省令案の附則に以下の趣旨の規定を置く予定。

- ・令和6年度及び7年度に行おうとする設置等の認可の申請や届出については、従前の規定のとおりとすること
- ・令和8年度以降に行おうとする設置等の認可の申請や届出については、改正後の規定を適用すること

3. 施行期日

令和5年10月1日とする。